

ADRとしての仲裁と仲裁の国際紛争解決機能

有 岡 繁

- I. 序論
- II. ADR
- III. 仲裁
- IV. 国際仲裁の事例
- V. まとめ

I. 序論

ADR (alternative dispute resolution) は近時特に米国において意識され、かつ、実際に普及しつつあると言われる、訴訟／裁判によらない紛争解決の手法である。周知のとおり米国では様々な事情を背景として訴訟が激増し、社会的に病理現象と認識されるに至っているようであるが、その症状は①増え続ける弁護士費用が司法経済的に過重負担となった。②裁判の遅延が司法への信頼性を揺るがしはじめた。③当事者間の協力解決型でなく対決型となり易い訴訟だけでは当事者間に真の解決は生まれなるとの認識が強まってきた、と要約されるであろう。権利と正義の実現のために、民主的手続きによって構成される司法権のもとで、当事者主義の訴訟手続きによる紛争の公明正大な解決に価値と信頼が重ねられてきたところであり、裁判／訴訟に関する考え方の基本が崩壊したわけではないが、ADRと総称される薬剤や治療を施すことによって紛争解決制度全体

をより弾力的なものとし、健全な体質を育成しようとする努力がなされている。

わが国においては、米国のような意味での「訴訟社会」行き過ぎの弊害はまだ顕在化していない。また、米国で意識的に取り上げられるADR（代替的——司法制度外——紛争解決）の本旨が当事者間の話し合いと折合いを促進することであるとするならば、わが国においてADR的なものは元来社会体質の一部であったともいえるであろう。

しかし、わが国においても裁判の遅延は現実のものであり、裁判官、弁護士等法曹人口の拡充も思うように進まない現状にあっては、意識的に司法制度外の紛争解決システムを普及、強化させることにより、社会全体としての司法負担の再調整を図るべき時期ではないかと思われる。

国際社会に目を転じると、arbitration、即ち仲裁による国際的当事者間の紛争解決システムには着実な進展が見られる。仲裁はADRの一つであるが、その性格は最も裁判に近いものであり、国際社会においては勿論、国内においても、より成熟度を高め、定着させる価値のある考え方であろう。

上述の観点をふまえ、本稿はいわゆるADRの態様と意義、次に国際仲裁の具体的事例とともに仲裁のもつ多面的な機能を概観し、かつ、わが国における紛争解決システム多様化の可能性を展望する目的で末尾記載の参考文献をもとに要約と考察を行なうものである。

Ⅱ. ADR

今日の社会で紛争の当事者が裁判外でこれを解決しようとするとき、基本的な態様として考えられるのは、示談（和解）型と裁定型であるが、米国では概ね次のような類型として捉えられている。即ち、第一は、当事者間における話し合い、交渉（negotiation）。第二は、当事者の他に第三者を加えた話し合い、交渉。なお、ここにおける第三者の機能は一様

ではなく、関与度合いの淡—濃順に大別すると次のようになる。(1)negotiationをスタートさせることを目的として、紛争当事者夫々に対し働きかける機能 (conciliation)。(2)当事者間の話し合いに同席し、対立感情を和らげつつ、双方に適切な質問を発するなどして解決に向けて各当事者から前向きな発言を引き出すように動く機能 (mediation)。(3)当事者の話を十分聞いたのち、第三者が解決案を提示して当事者の妥協意思を探る機能 (mediationまたはconciliation)。第三は、裁定型であり、当事者間に事前の約束 (仲裁合意) があることを前提として、中立的第三者に対し当事者が主張や立証を行なった上で第三者 (仲裁人) が判定を下し、当事者がこれに拘束される形で、紛争解決を導くもの。

米国でいわゆるADRとして取り上げられる、mini-trial等はnegotiation,あるいはmediationによる和解 (settlement) を促進するための梃子あるいは触媒の機能を果たすものと位置付けられるであろう。現在米国でADRと言われるものを広義に捉えたとすればおよそ次の通りとなろう。

<fact finding>

何か問題が起こったとき、以後、それに関連して起こる可能性のある紛争、訴訟を前提として、組織的に調査人や調査団を動員して「事実」をレポートにすることを指し、最近ハラスメントのケースでよく使われるとも言われるが、要点は、事態の真実を早く正確に把握することにより紛争の無用な拡大を防ぐことにあると思われる。紛争事態そのものや、経緯がこじれて複雑になりすぎた問題を一旦ほぐして、当事者の認識をリフレッシュする必要がある場合にとられる事態確認のプロセスもこれに含まれる。当事者間の事実認識に関する齟齬が紛争解決を妨げることが多いことから、紛争の性質に応じて効果的なfact findingの手法を開発することには意味があろう。

〈settlement conference〉

紛争解決のためのミーティングを持つことは、きわめて当たり前の話であって、これをしもADRに含めることの当否は別として、紛争を抱えて権利の主張で興奮している当事者に、まずは話し合いのテーブル乃至きっかけを提供し、和解会議成功のためのノウハウなどを駆使して物的、人的な環境を意識的に作り出し、提供しようとの発想（一種の心理療法ないしカウンセリング的アプローチ）にもとづくADR手法と理解される。

なお、一般にADR手法は、その発意、採用、実施について、当事者間のみが行なう、担当裁判官の主導により行なう、あるいはビジネスとして各種のADRサービスを提供する業者を当事者が起用して行なう、等の形がとられる。因みに、ADR業者として著名なのがJAMS (Judicial Arbitration and Mediation Services, Inc.) である。JAMSは物理的に会議室などの便宜を提供するほか、元裁判官などの、和解交渉専門家をスタッフとして擁している。

〈early neutral evaluation〉

訴訟の比較的早い段階において、裁判所側が任命する外部の中立的評価人に対して、当事者が法律、事実問題のプレゼンテーションを簡潔に行い、評価人側はneutral evaluatorとなって、争点、合意点の特定、主張の強弱の率直な評価を下して、費用対効果の観点から事件全体の評価も行い、和解の可能性を探るための手法。裁判所主導ADRの典型であり、最近特に評価が高いようである。

〈mini-trial〉

時間を限って、当事者の議論を集中して戦わせる疑似裁判で、普通、元裁判官で紛争の対象物に詳しい人が進行役をつとめ、かつ、その人がadvisory opinionと呼ばれる意見も出す。企業が当事者であるケースで利用されることが多いといわれるが、その企業のなかで、紛争解決の金額や条件について決定権をもつ、トップクラスの役員が出席することが義務付けられ（上記 early neutral evaluationにても同様）、この点が大きな特

徴とされている。紛争当事者の代理人弁護士や企業組織を通して事務的に上がってくる情報判断のみではなく、企業組織を代表する権限者自身の目と耳を通して紛争当事者としてのポジションを直接に把握させることで、和解の気運を促進させるのが狙いとされ、証拠や証人調べが行なわれることもある。

<private judge>

mini-trialは、裁判を進めた場合に予想される時間や費用あるいは判決内容の予測に不安を抱く紛争当事者が発議して行なわれることが多いのに対し、private judgeは担当裁判官の発意で、疑似裁判を命じるもの。中立的な第三者の判断をまず聞いて、なおかつ、裁判に進むかどうかを、冷静に考えさせる趣旨といわれる。

<summary jury trial>

簡易陪審模擬裁判とでもいうべきもので、mini-trialと似ているが、実際と同じやりかたで、陪審員が選ばれ、陪審員の前で、弁護士が弁論をし、陪審員が評決を出す (advisory verdict。勿論、拘束力はない)。証人調べもできるが、簡便措置として、予めビデオにとっておいた証人尋問を陪審員に見せるようなこともするようである。

この方法は原告多数と薬品会社との公害訴訟が泥沼化した中で担当裁判官が試行し、和解努力をさせた結果、advisory verdictで出された金額以上の和解が成立したという成功例とともに、ADR手法として確立したようである。訴訟の担当裁判官が進行役となって、1～2日の日程で模擬陪審員評決を出させる。

<abridged private jury trial>

短縮型私的陪審裁判とでも言うべきもので、summary jury trialと類似してはいるが、手続をより実際の陪審法廷に近付けた形で確度の高いシミュレーションを行なうという発想で作出され、期間も1～2週間取り、証人への反対尋問も許すなどして、証人の態度、信憑性、顔つきなどが陪審員に与える効果などもシミュレート可能とするものと言われる。 当

然、費用もかかり、失敗したときのダメージも大きいはずだが（費用の他、訴訟作戦の手の内を知られるなど）、他方において、当事者にとっては、裁判、陪審を受ける機会といったものへの期待感もある程度満足されるといふメリットもあり、特定の状況にある訴訟、例えば、訴訟を続ければ長期化が必至であるが、当事者が頑固で、settlement conferenceもmediationも奏効せず、他方、summary型の模擬裁判やarbitrationの合意もできないようなデッドロック状態において、最後の選択として効用を期待するADRのようである。

〈mediation〉 〈conciliation〉

大阪地裁の瀬戸口氏によると、mediationの際、日本の調停とは異なり、「仲介者は自らの意見を示すことを控え、当事者双方に適切な発問を繰り返すことによって、おのずから自主的な合意に当事者を導くものというニュアンスが強い」ようである。これに対し、conciliationは、当事者の話合いの契機を作るために仲介者が当事者双方に電話をかけて舞台に乗せようとするプロセスをさす言葉として使われることが多いようであるが、日本の調停と同じ意味、即ち、仲介者が自ら解決案を示して、当事者がこれを受け入れるかどうかを決めるプロセスをconciliationと呼ぶこともあるようである。

〈arbitration〉

mediation, conciliationと並んで最も古いADRであると共に、これらと異なり原則的に拘束性と最終性を備え、法制度面の整備もあり、最も裁判に近い性格であるのを特徴とする。いくつかの州では裁判所に付随する強制仲裁手続の制度を有し、少額事件の処理に奏効しているようである（裁定に拘束力はなく、不服当事者は原則として裁判移行の申立可能）。他方、裁判所と無関係に行なわれる私的な仲裁もAAAの活動に見られるごとく比較的活発に利用されているようである。

〈medarb〉

これは文字通り、調停と仲裁のハイブリッドとして両方の良いところを

取り入れたもの、即ち、調停行動によって、当事者が心を開いて話し合った結果としての合意内容に、仲裁の効果としての拘束力を与えようという手法を指す。米国の調停は裁判所外の第三セクターのような地域調停センターでなされることが通例であり、従って調停が成立しても、それは私的和解でしかないため（日本の民事及び家事調停において法律上、調停が成立すれば調停条項として記載され確定判決と同じ効力が与えられるのとは異なる）、このようなmedarbのごとき発想となったようである。

〈ombudsman〉

これは、政府、マスコミ、大学、大企業のような組織体が、地域社会関係や組織の内部で従業員などとの間に発生するトラブルを、苦情とか内部告発のような形で、早期に発見し、調査を行い、解決案や改善案をつくるほか、事後の実施状況までも見極めるといった機能を指す。fact findingと同じく、広義のADRに含められることがある。

Ⅲ. 仲裁

仲裁は最も伝統的なADRであると共に最も裁判に近い要素を備えたADRであるといえよう。わが国ほか多くの国が仲裁法を持ち、特に国際間の紛争については、一地域で下された仲裁判断を他国地域で執行することを国家間で認諾する条約が、実務的にも有意と言える程の多数国間で成立しているので、国際取引乃至国際紛争の当事者は、国境を跨がって訴訟行為を行なう際に当面する、国家主権（裁判権）から派生するであろう様々な制約を回避する形で紛争解決の場をADRであるところの仲裁に求め、かつ、仲裁判断執行の場面においても国家主権からの干渉が最小限となることを期待できる。

訴訟との対比で仲裁の効用は迅速性、経済性、非公開性、柔軟性、便利性、無国境性等にあり、これらに加えて訴訟と同等の中立公正性、終局性（民事訴訟法800条—確定判決と同一の効力）を備えている点が仲裁の特

徴とされる。仲裁の法律的属性は多岐にわたり、例えば次のようなものである。

〈仲裁適格〉

わが国の民事訴訟法786条は、仲裁合意は「当事者が係争物につき和解をなす権利ある場合に限りその効力を有す」と規定する。これが仲裁適格性の問題である。和解には民法上の和解（契約）と裁判上の和解（起訴前の和解につき同356条、起訴後の和解につき同203条）とがあるが、例えば身分関係にもとづく請求、認知請求などは和解になじまない、つまり仲裁適格を欠く代表例とされている。株式会社の決議関係訴訟も同様に解されるし、公序良俗、強行法規違反の場合も適格性を欠くのは当然である。

行政訴訟においては和解が可能とされる場合もある（処分権能が認められる限りにおいて）とされている。公法上の争いについても、財産関係であれば和解可能とされる場合も多いであろう。米国では独禁法違反の損害賠償請求のように公益性の強い事件についても仲裁適格性を肯定しているようである。特許権等、知的財産権に関する紛争はどうであろうか。工業所有権は各国の行政庁の審査に基づき付与される排他的・対世的・属地的な権利であるために、その有効・無効の判断は公益的視点から、当該国において対世的効力をもつ形で行なわれる必要がある。そのため私的な、当事者間のみでの紛争解決手段である仲裁では不適切であり、訴訟によってしか紛争解決できない、との考え方が従来支配的であったようであり、米国でも最近まで否定的であったようだが、1980年代の特許法改正によって、特許請求の範囲をめぐる紛争、さらには優先権主張をめぐる紛争についても仲裁適格性を認めたといわれる。さらに、半導体チップ保護法では、仲裁、調停等を経なければ判決が出せないシステムも採用したようである。特許紛争について言えば、わが国でも裁判上の和解は認められることから仲裁適格性についても積極と解される。

〈真正仲裁と準仲裁〉

仲裁制度の基本要素は ①第三者による裁断であること ②当事者がこの裁断に服するとの合意があること、とされる。①、②とも備えた仲裁が真正仲裁、②の要素が欠けているものは準仲裁と呼ばれている。いわゆる強制仲裁や片面的仲裁も準仲裁あるいは広義の仲裁としてADR機能を持つと言えよう。

[強制仲裁] 米国では労使調整、交通事故紛争、少額事件などで強制仲裁が広く行なわれていると言われる。わが国でも例えば地方公営企業労働関係法15条は仲裁開始の場合の一として「労働委員会が・・・斡旋または調停を行っている労働争議について、仲裁を行なう必要があると決議したとき」と定める。

[片面的仲裁] 米国では消費者対企業事件における仲裁合意との関係で、企業は仲裁判断に拘束されるものの、消費者はこれに拘束されないという、片面的仲裁が普及しはじめているようである。わが国でもこれと同じ着想で交通事故紛争処理センターが顕著な成果をあげていると言われている。ここでは和解の斡旋が成立しないとき、当事者の希望によりセンターが任命する三人以上の審査員からなる審査会が裁定を出す手続となっており、被害者側は裁定に従うか否かは全く自由であるが、被害者が裁定に同意したときは、保険会社は、裁定を尊重重視する立場から裁定に同意を与えることになっているというものである。

〈制定法上の仲裁〉と〈コモンロー上の仲裁〉

米国での伝統的な仲裁概念はコモンロー上の仲裁と言われるもので、そこにおいては仲裁判断が出るまでは当事者の何れもが仲裁合意を取り消し出来ること、また、仲裁判断が出たとしてもそれを証拠として訴訟を起こ

し勝訴しなければ執行出来ないものとされていたが、州及び連邦のレベルで仲裁法が制定されると共に、仲裁合意の取消不能性や仲裁判断の最終性が備わってきた。

英国においては17世紀には最初の仲裁に関する制定法ができ、その後、種々の改正を経て1979年の改正では基本的、伝統的なコンセプトを含む大改正がなされたと言われる。英国のコモンローにおいては伝統的に仲裁行動に国家の裁判権が介入する度合いが強く、また友誼的仲裁人 (amiable compositeur) の如きものは認められず、仲裁はすべて「法による仲裁」でなければならない、とされていた。また歴史的に英国は国際貿易や海上運送の中心にあり、商人間の紛争処理に関連して仲裁の先達国であるとの自負が大きかったようであるが、その一方において、法や裁判所に縛られ硬直的な英国における仲裁制度が嫌われ、英国を仲裁地として選択するのを敬遠する傾向が強くなってきたことも大改正の必要を促したと言われている。改正前の仲裁法には、仲裁判断に明白な法律上の誤りがある場合は裁判所がこれを取消しうる、との大原則があった。この取消原因の存否が詮索されることを避けるため、仲裁判断には理由を付さないようにする実務上の知恵も発達したわけだが、79年改正法により ①仲裁判断を裁判所へ上訴出来るのは例外的とし、当事者全員の同意があるかまたは裁判所の許可がある場合のみとされた。また、上訴には判断理由が前提となるが、当事者が予め仲裁人に理由付きの仲裁判断を求めなかったような事案で、当事者全員が同意したときは裁判所が仲裁人に対し最小限の理由を述べるよう命令することができる、とされ、また裁判所は当該法律問題の決定が当事者の権利に重大な影響を及ぼす場合でなければ上訴の許可を与えてはならない、とされた。②仲裁に対する裁判所の介入（上訴、理由を付けよとの命令など）を完全に排除する当事者の合意 (exclusion agreement) が非国内仲裁について認められることとなった。

〈一般法上の仲裁と特別法上の仲裁〉

仲裁行為の準拠法としては民事訴訟法や仲裁一般法のほかに何らかの政策目的をもつ特別法がある。わが国の一般法としては民事訴訟法786～805条があり、特別法の例としては労働関係調整法（29条～）、建設業法（25条～）がある。

〈機関仲裁とアド・ホック仲裁〉

仲裁行為の主体は仲裁人と、仲裁合意をした紛争当事者であるが、庶務的、手続的にこれらを支援する組織体（仲裁機関）が有用もしくは必要である。わが国の常設仲裁機関の例としては、建設業法に基づく建設工事紛争審査会、公害等調整委員会設置法に基づく公害等調整委員会が法律に基づく公的な機関であり、他方、私的な仲裁機関としては、日本海運集会所、国際商事仲裁協会が知られている。海外の著名な私的仲裁機関としては、A A A (American Arbitration Association)、I C C (International Chamber of Commerce) 等がある。

いわゆるアド・ホック仲裁はこれら仲裁機関によらず、いわば紛争当事者自身で仲裁行為の設営をおこなう、いわば手作りの仲裁手続きであって、地下資源の開発とか大型建設工事などの、いわゆる海外プロジェクトの契約などにおいて予め取決められることが多い。

〈法による仲裁，善と衡平による仲裁〉

仲裁人が仲裁判断を下す際に依拠すべき規準として、実定法、法の一般原則、あるいは善と衡平等、何れを尺度に求めるかは仲裁に関する基本問題の一つである。特に社会的、文化的、法感覺的背景を異にする当事者間で行なわれる国際的仲裁事件では重要問題となる。これにつき諸国の仲裁法には異同があるが、日本、ドイツでは特段の基準を設けない傾向であるのに対し、英米法系特に英国は法による仲裁しか認めないとされる。フランス、オランダ、スペインでは法による仲裁を原則とするが、友誼的仲裁 (composition amiable) または善と衡平による仲裁 (arbitration ex aequo

et bono) も認めるとされる。

国連商取引法委員会 (UNCITRAL) が1976年に作成した仲裁手続規則 (Arbitration Rules) は手続きのモデルとして高い評価を得ているが、同仲裁規則33条は次のように定め、仲裁尺度の調整を図っている。

- ①当事者が準拠法を指定したときはそれにより、指定がない場合は相当と認める抵触法の規則によって定められる法律を適用すること。
- ②当事者による明示的な授権があり、かつ、仲裁手続きに適用される法律で認められている場合に限り「友誼的仲裁」または「善と衡平による仲裁」を行なうこと。
- ③いかなる場合でも、契約の文言に従って判断し、当該取引に適用される商慣習を考慮すること。

〈仲裁判断の執行力〉

わが国においては国内法として民事執行法(22条)、二国間条約の例として日米友好通商航海条約(4条)、多国間条約として外国仲裁判断の承認及び執行に関するニューヨーク条約等があり、執行力が裏付けされている。

IV. 国際仲裁の事例

(1) イラン／米国間の大使館員人質事件解決に伴う仲裁

〈経緯〉

いわゆるイラン革命により、1979年の初めにパーレビ国王が出国しホメイニ師が帰国して、イランの体制が変わりイスラム宗教国家が出現した。それまでの体制のもとでイランは米国と親密な関係であったが、一転して米国は物質文明を持ち込みイランを墮落に導いた諸悪の根源ということで、反米感情が国内に漲り米国資産の接収、米国人の国外脱出があり、79年末には50数名の米大使館員が人質にされる事件が発生した。

これに対し、米国は報復措置として、イラン資産凍結令を發布した。イ

ランのオイルマネーの大部分が米国系金融機関の口座にあったため、この凍結令は大いに有効であったが、人質問題は長期化し、結局、アルジェリア政府の仲立ちで、1981年に入り一連の解決合意が成立した。即ち、人質の解放、資産凍結の解除、そして革命に伴う両国民の各種紛争解決の場として国際仲裁法廷の設立が取り決められた。

米、イラン両国政府の遵守約束を取り付けた上で、アルジェリア政府は1981年1月19日付の2つのdeclarationsを公表。一つは一般宣言 (general declaration) で、人質解放と凍結資産解除に関するもの、一つは請求権解決宣言 (claims settlement declaration — CSD) とされるものである。

〈仲裁の合意〉

一般宣言は第一にイラン資産凍結の解除、人質の解放、パーレビ前国王の取扱いを述べ、第二に、一方の政府と、他方の国民との間における、全ての訴訟を停止し、全ての仮差押命令と判決の効力を無効にし、今後この種の訴訟提起も禁止して、その代替として、全ての請求についての解決を、拘束力ある仲裁によって実現する旨を述べる。

CSDは要旨次のとおり。①両国当事者間のclaim解決は拘束力ある第三者仲裁によること。②Iran—United States Claims Tribunalを設立すること。

Tribunalのjurisdiction (管轄権) は、両国の国民対相手国及び両国間の請求権紛争で売買乃至役務契約に起因するもの並びに一般宣言とCSDの解釈に関する事項とすること。③Tribunalの構成は、両国から3名ずつ6名、第三国から3名で合計9名の仲裁人とし、重要事案は9名のfull tribunal, その他の事案はそれぞれ3名からなる3個のchambersにおける仲裁とすること。④仲裁手続規則はUNCITRALのarbitration rulesによること。⑤25万ドル未満のclaimは国民に代わり国が申し立てることもできること。⑥仲裁判断はfinal and bindingとし、その執行は何国の法廷にても求め得ること。⑦仲裁は法の尊重をベースとし、法選択のルール、

商事及び国際法の原則を適用し、取引慣習、契約規定、事情の変化を斟酌すること。

後述のように革命の混乱に伴い、対イラン取引に関与していた米国の企業等からはイラン政府、企業に対し多数の損害賠償等請求及び請求権保全の提訴が米国の裁判所に提起されていたが、これら全てをアド・ホックな仲裁手続 (the Iran United States Claims Tribunal) に移し替えるという、いわば国際的ADRの合意がなされたことになる。

米国が凍結解除するイランの預金のうち、10億ドルは指定された中立的立場の銀行口座に確保し、国際仲裁の結果、米国人のイラン政府に対する債権が確定した場合には、その口座からの取り立てが保全されるような仕組みとし、その口座残高が5億ドルを切ったときは、イランが補充を行い、つねに5億ドルが仲裁の結果、イラン政府の債務として確定した金額の支払いの担保となる取り決めとなっている。

CSD第6項で仲裁法廷の場所はオランダのハーグと決められ、この仲裁法廷との連絡事務のためイラン、米国両国は夫々の政府代表部をハーグに置くこととなった。ハーグには国際司法裁判所があり、事実上ここがイラン・米国仲裁法廷の立上りに必要な物的、人的サポートを行なったようである。

オランダの政府も伝統的な国際感覚からこの新しい仲裁プロジェクトを支援しているようであり、仲裁人やそのスタッフが仕事上必要とする文献、資料等へのアクセス、及び英語が通用する等の、いわば仲裁インフラに恵まれていることもあって、オランダという場所が仲裁地に選ばれたことには必然性があったともいえるであろう。

現在、わが国でも国際貢献の議論が盛んであるが、オランダがこの事件で国際仲裁のforumを提供したような形での、いわば法律制度乃至は法的環境あるいは法技術の提供による国際貢献について、我々はもっと真剣に考える価値があろう。この点、政治家や国民の精神的な熟度において、わが国は未だ法律先進国とは言えないのかもしれない。

因みに、イランと米国は現在にいたるまで国交断絶状態であり、一時期、イラク／米国の制裁問題との関連で、相対的に米・イラン関係が軟化するきっかけも無くはなかったが、殆んど敵対関係が続いており、イラン・コントラ事件、アメリカ海軍、空軍による、イラン船舶やエアバスへの誤射撃事件など、両国間に緊張場面は多いが、CSDで合意された仲裁法廷の機能は今日まで重大な支障を受けずに続行されたことは評価されるであろう。最近ではイスラム原理主義のテロ活動支援をイラン政府が止めないとの理由で、米国は95年5月にイラン原油の輸入禁止を含む、イランに対する全面的な貿易・投資の禁止措置をとり、日本に対しても、対イラン円借款供与の差し止めまで要請しているが、当然緊張緩和のための裏面交渉も、何らかの形で動いているはずで、仲裁法廷のために設けられたイラン・米両国のハーグにおける代表部がそのチャンネルとして、ひそかに機能していることも想像される。

しかし、仲裁法廷の運営上、全く問題が無かったわけではなく、最大の危機はイラン側仲裁人になっていたイランの裁判官が1984年に起こした暴行事件であったと言われている。被害者は中立第三国からの仲裁人になっていたスウェーデン人裁判官であった。本件 Tribunal における仲裁判断は大体、2対1でイラン側が敗れることが多く、イラン側には欲求不満が溜まるのも想像に難くないが、幸いこの事件はイラン側が二人の仲裁人を交替させ、穏便に治められたようである。

〈仲裁の経過と仲裁判断の特徴〉

仲裁は1981年後半から開始され、1993年10月現在、申立総件数3816のうち、3733件が解決済と報じられている（98%）。うち、25万ドル未満の、いわゆるsmall claimsは2844件で、これらは全て米国政府が一括代行する形で処理された。

CSDに規定されたように、この仲裁判断の規準は善と衡平ではなく法の尊重であるから、仲裁判断の内容は、かなり詳細にわたり、かつ、裁判の判決文に近いものとなっている。

判断の多くは米国と第三国の仲裁人が多数意見，イラン側仲裁人が dissenting opinion，即ち少数意見を述べる形の決着であるが，何れの立場においても相当詳しい法律議論の展開がみられる。一例として，unjust enrichment，すなわち不当利得が争点となったケースは次の通りである。

—事実関係—

イランの政府企業，イラン コッパー カンパニーが貯水池の工事を発注。発注先つまり請負人はファッサンというイランの会社。そしてファッサンは工事を丸投げする形で下請人即ちsub-contractorとしてアメリカの会社，シュレーゲルを指名。シュレーゲルの工事は契約通り履行完了。代金支払いの段階に入ったところでファッサンに破産手続が開始された。シュレーゲルは当然債権の届出をする。途中で破産手続は中止されたが，イランコッパーはファッサンに代金支払をしようとせず，従ってファッサンもシュレーゲルに支払わない。

—仲裁判断—

シュレーゲルはイラン コッパーに対しunjust enrichmentを理由として仲裁申立て。2対1で申立人有利の仲裁判断となったが，イラン側仲裁人は反対意見として不当利得と契約に関する法理論を次の要旨でかなり詳細に展開した。

- ①本件はシュレーゲルとファッサンとの契約上の権利義務の問題である。契約関係がはっきりしているところに，不当利得の概念を入れるのは失当である。
- ②アメリカの判例でも，この点は明確であり，明示の契約がある場合には，quasi-contractあるいは，constructive contractとしての不当利得理論の適用は認めないのが原則となっている。
- ③イランの民法でも不当利得の適用は極めて限定的である。
- ④国際法の一般ルールにてらしても同じ事がいえる。
- ⑤CSDの規定上も権利義務は契約上のそれを原則とし，契約によらない

権利義務の認定はきわめて限定的に解釈せざるをえない。

このほか、申し立てられた案件には、いわゆるforce majeure, 不可抗力免責が成立したか否かが争点になっているものも多い。革命の前段階にはストライキ, 社会不安, こぜりあい, 暴動などが各種の形で発生し, 契約の履行が妨げられたり, 不安を感じて米国系企業がイランから逃避したりした。このような事態のうち, 何がforce majeureとしてexcusable delay, excusable non-performanceの抗弁として成立するか, が問題となる。仲裁人達はforce majeure 関連の争点について, たとえばchanged circumstances, clausula rebus sic stantibusの如く現代の米国法やローマ法の理論をしばしば引用して, universalな説得力を生み出そうと努力している様子がうかがわれる。米国でquantum meruitと呼ばれる提供労務相当金額の請求の法理, あるいはmitigation of damagesの原則なども仲裁判断のなかで様々に評価されている。

当然, 文献, 学説の引用も随時なされており, 一例として, 契約解除の通知は, その時期などにおいて明確でなければならない, という判断の際, 英国法については, AnsonのLAW OF CONTRACT, ドイツ法についてはLarenzのALLGEMEINER TEIL DES DEUTSCHEN BÜRGERLICHEN RECHTSが援用された。

〈米国における法律問題, ほか〉

米国大使館人質問題と, これを解決するための米国政府即ち大統領権限の行使をめぐる, 米国内では憲法にからまる重大な法律論争が発生した。

まず, イラン政府や政府系企業を相手どり, 多数の米国企業から, 損害賠償訴訟と, 債権保全のための仮差押申立が, 米国各地の裁判所に提起された。これに対し, イラン側は, 外国主権者免責法や, 友好通商条約の規定を根拠として, 仮差押命令の取消を主張した。地方裁判所段階では, 免責法や条約の解釈上, 仮差押は困難としながらも, イラン資産凍結に関する大統領令の下では, 仮差押は適法との判決が出され, イラン側はこれに

対し上訴というパターンとなった。

このような段階で、アルジェリアの仲介により先述の一般宣言とCSDとが発効し、これを実行するための米大統領令が公布されたのだが、イランに対する米国政府の確約が条約ではなく、行政協定の性格を持つものであることから、行政協定であるにも拘らず、既に裁判所に係属している訴訟事件について、あるいは、裁判所が既に仮差押命令や判決を下している訴訟事件について、裁判所の救済を受ける米国民の権利を奪った形で、イランに対する商事紛争の解決を、新しく設立される国際的仲裁の場 (Tribunal) に委ねることが大統領権限により可能であるのか、という深刻な法律問題を発生させることになった。

この問題については、1981年7月に連邦最高裁の判決が出された。1月のアルジェリア政府宣言と大統領令以後、米国内で、これらの無効確認を求める新たな訴訟が発生し、下級審では有効、無効が入り乱れる状態となり、イラン政府は、6ヵ月たっても、つまり7月になっても米国政府が決着をつけなければ、1月のアルジェリア政府による解決宣言と、それに対する米国のコミットを米国がブリーチしたものとみなす、といった、警告を発するに至った。そこで、Dames and Moore vs Reganというケースが控訴審に持ち込まれていたものを、特別に最高裁へ移送させて、司法の判断を緊急に示すこととしたものであった。

最高裁の判決は、国家緊急経済権限法 (International emergency Economic Powers Act) に基づき、大統領は司法部の権限に属する仮差押の無効化や裁判の停止を命じて、紛争解決を国際的仲裁によって解決させる権限を有する、とした。次のように述べている。「大統領が米国国民の請求を解決するために選択した方法は、代わりの紛争解決の場 (alternative forum) , つまり、イラン・合衆国請求仲裁機関の提供である。法務次官の言によれば、このような仲裁の場にて紛争解決を図ることにより、損害賠償を獲得できるチャンスが、一層現実的なものになる。何故なら、米国の裁判所であれば、原告が直面する裁判管轄や訴訟手続き上の幾多の

障害が取除かれるからである。」「大統領がこのような紛争解決の場を提供したことは、請求者は裁判の停止と引き替えに、何物かを受け取ったこと、すなわち、その請求について、何物かを受け取ることができる国際的仲裁機関に接近しうることを意味している。」

大使館人質問題と資産凍結問題は出国した前国王の受け入れ、支援是非の問題や革命による被害請求権問題がからみ、国家間の面子が輻輳する、政治的、経済的に深刻なクライシスマネジメントであった。解決に伴う諸合意の重要な一環としてオランダにおける仲裁が選択され、これが概ね所期の機能を果たし得たことは仲裁制度の歴史上、特筆されるであろう。ここでは国家主権の制約のもとでは獲得困難な解決が、仲裁の手段によって法に基づき生み出されるという意味で、ADRの意義を国際面でも一層裏付けたことになる。実務的にも、本件Tribunalの仲裁判断は当事者の主張、仲裁人意見と共にかなり詳細に公刊されていることから、国際取引紛争の法的な裁定に関する先例としての利用価値も少なくないであろうと思われる。

(2) IBM/FUJITSU間の著作権仲裁

〈背景〉

特許権等、知的財産権の紛争については、裁判によらず仲裁で解決するという発想は他の取引紛争に比べ必ずしも一般的ではないと思われる。伝統的に特許、商標等、無体財産権の成立や消滅は国家が処分権限を握っているものであって、仲裁のような私的処分の効力を及ぼすべきではない、という考え方は一つの筋であろう。しかし、他方において、ノウハウのような知的財産権は国家権力によって創設されるものではないし、ノウハウをめぐる争いがあった場合、事態が公開されてしまう裁判手続よりも、非公開の仲裁手続の方が都合がよいという側面があることも事実である。先にも触れたが、米国では1982、84年の特許法改正により特許権に関する紛争に仲裁適格性が与えられた。また、コンピュータープログラムについて

は1980年の法改正で、著作権法によって保護されることが明確となった。

一方、W I P O, すなわち世界知的所有権機関においても1984年にW I P O 仲裁センターが活動を開始した。

このような時代背景の中で、F U J I T S U (以下、F J) と I B M 間でコンピューターソフトウェアの著作権をめぐる紛争が発生した。問題となったソフトウェアはO S, オペレーティングソフトウェアと言われる、大型コンピューターの基本ソフトであった。いわゆる I B M 互換機路線をとっていた日本のコンピューターメーカーは I B M のユーザー向けマニュアルなどをもとに I B M の O S を研究し、自社の O S を作ってきた。このようにして作った O S のプログラムが、言語表現(記述の仕方や、論理構成など)において I B M のソフトと類似性を持つに至る可能性が高いことは想像に難くない。

I B M の攻勢は、1982年にまず日立(と三菱電機)に対する産業スパイ事件の形で現われ、日立は83年に I B M に対し O S の使用料を払う協定を締結したが、一方において日立は独自の O S 開発により互換機路線を維持すると同時に、互換機路線そのものの比重を下げる方向を取るようになったと言われる。F J は徹底的な I B M 機互換路線に基づき、日立事件の直後、I B M との間で I B M の著作権に関して協定を締結し、既往の F J の O S で I B M の著作権に触れるものについては、使用料を支払い、以後の F J の O S については I B M の著作権との関係で一定の約束をしたとされる。この協定に違反して F J が I B M の O S を複製し著作権を侵害した旨の主張が I B M から提起され、1985年 A A A における仲裁となった。

〈A A A の仲裁〉

A A A 仲裁の結論までには2年を要し、1987年9月に A A A は「命令」と「意見書」を出すに至り、これを日米の主要新聞紙上において1ページ公告を行なった(公告全文は末尾別掲。1987年9月18日、日本経済新聞)。この「命令」に基づき、1988年11月に A A A は「最終決定」を出し、6年

間にわたる両社の著作権紛争が終息した。

〈本仲裁事件の特徴・意義〉

① IBM/FJ両社間には仲裁付託の合意が存在したが、これは、日本の常設仲裁機関である国際商事仲裁協会 (Japan Commercial Arbitration Association) と米国のAAAとの間で1952年に締結された日米商事仲裁協定に基づくモデル仲裁条項がIBM/FJ間の1983年協定の中に折り込まれていたものであって、その条項に基づきIBMがAAAに仲裁申立を行なったようである。このモデル仲裁条項は、日米間の取引契約書において相当高い頻度で利用されているものである。

② 非公開性、機密性は仲裁の大きな特徴とされるが、本件においては、仲裁判断の骨子について、むしろ大々的に新聞公告で宣伝するという仲裁行動をとったことが注目される。しかもそれは、最終判断を出す1年以上前に仲裁人の意見発表という形をとって行なわれるという、異例の形をとった。この考え方の背景としては、両社間の紛争事態を洩れ聞いて、動揺し、混乱するかもしれない日米の大型コンピューター市場に対し、供給者の立場から当該紛争がIBM, FJ夫々にとって前向きの形で解決しつつあることを、適時かつ明確にPRする必要性を両社が営業的見地から強く希望したためであろうと思われる。

③ 裁判との比較で仲裁行動の特徴として指摘される柔軟性が際立って看取される点がある。それは、仲裁判断の一部として、SFすなわちsecured facilityと呼ばれる仕組みを将来に向けて設立し、著作権をめぐる両社間の紛争原因を将来に向けて根本から取除こうとしたところである。このSFは、仲裁人を含む第三者監視機関のもとで、IBMの提供するソフトウェア資料をFJの特定社員が調査し、特定の情報 (インターフェイス情報) を引き出し、記録することができる特定の場所及び方法を指すものである。いわゆるreverse engineeringは他者の作ったソフトウェアを解析して、プログラミングのアイディアを求め、それをもとに自己のソフトウェアを開発する手法であって、日米間ではかかる研究開発行為が著作

権の侵害になるのかどうか、現在まだ結論をみていないが、本件IBM/FJのSFシステムはいくつかの嚴重な制約条件のもとで、IBMのOSに関するプログラミングマテリアルにFJが有償でアクセスできることとし、reverse engineeringに類する研究開発の機会を設けたことになると解される。

紛争解決のための協定が、その違反という形で次なる紛争を生み長期化した両社の著作権紛争は、過去の著作権侵害に対する一括支払いに加え、将来に向けてはSFの発想を導入し著作権適法利用につながるシステムを設けることによって最終解決が図られたことになる。

④ SFシステムにより、FJ側のソフトウェアについて、IBMもまた有償で調査、解析を行い、情報を取ることが出来ることになっている。クロスライセンスであるが、これにつき仲裁人報告書の中で、この仲裁人命令により「IBMコンパチブルのメインフレームオペレーティングシステムソフトウェアに関し、競争を助長すると我々仲裁人は信ずるものである」と述べている。おそらく、FJ側が仲裁手続において、IBMの主張する著作権違反がそのまま認められるとすると、世界中のIBM互換機メーカーがIBMの独占的支配力に服することになり、独禁法違反となる旨を主張し、これに対する仲裁人の意見がこのように示されたものであろう。

⑤ FJはこのようにして、いわゆる互換機路線の維持を可能としたことになるが、その後、コンピューターの世界がいわゆる大型メインフレームからパソコンやワークステーションへとダウンサイズ化した時代の流れのなかで、1993年に至り、FJは5年前の最終仲裁判断にもとづき選択権を有し、かつ、行使してきたSFの利用、即ちIBMのOSへのアクセスを1993年度については選択権行使せず、IBMソフトへのアクセスはしないものと決定し、これをAAAが発表した。94年度以降も同様に不行使とみられているようで、このことは、FJにおいてもいわゆるIBM互換機路線を放棄することになったものと解されている。

V. まとめ

国際紛争の解決に仲裁が活用された具体例を上述したが、何れにおいても、仲裁の特徴、利点と言われるものが事案に即して見いだされるであろう。なかんづく、イランのケースでは仲裁人の中立性が、またIBMのケースでは、仲裁人の専門性、及び仲裁判断の内容と形式における柔軟性が、際立っていると見えよう。

仲裁に限らず、夫々のADRには、訴訟、裁判には期待できない、紛争解決上の特性があるわけで、弁護士費用の膨張や訴訟事件の洪水を問題視し始めた米国でADR化は今後も進むものと考えられる。

わが国においては、戦後、新憲法のもとで国民の権利意識を高める政策と並行して、裁判所への敷居を低くし、訴訟を身近なものにする努力が払われてきたが、権利や正義、公平の実現と、紛争解決のための社会システムとして裁判制度が十分に機能しているとは言い難い。訴訟遅延の解消は行政、政治の改革とともに大きな課題であり、訴訟コストへの懸念が国民を裁判から遠ざけていることに変わりはない。

解決策の一つは、裁判所や裁判官、弁護士が総体として有する、いわば司法資源の使われ方を見直し、重点思考で資源の再配分を構想することではなかろうか。端的には、裁判所の抱える仕事量を減らすことによって裁判活動の効率的、質的向上を図ることであり、そのためには思い切った施策として、例えば企業間の取引関係係争中、一定のもの（訴訟の消長が企業基盤に重大な影響を持たない等）からは訴訟適格性を剥奪し、ADRの考え方で強制調停及び強制仲裁に委ねることが考えられる。財力のある企業間での経済的紛争などの解決は出来るだけADR化し（司法の民営化）、裁判所等司法資源の消耗を防ぐと共に、他方において、税金を伴う公的司法資源ないし裁判機能の方は、基本的人権や、憲法問題などがからむ、国家的、社会的により重要度の高い争訟分野に重点配分することである。

正義と公平の実現は国家権力に課された重大な使命であるが、経済的乃

至財産権にかかる係争の、かなりの部分を仲裁その他のADR機能で処理することについての社会的合意は取得可能であろう。それらが所期の機能を果たし社会的信頼を獲得するためには、斡旋、調停、仲裁等を担当する良質かつ豊富な人的資源の存在が第一に必要であろうが、この条件は今後急速に進む高齢化社会で、社会の第一線をリタイアする各年代層多数がそれぞれの専門的キャリアを存分に発揮することにより満足されうると言えるのではないだろうか。

参考文献

1) ADR関係

- 判例タイムズ728 特集「裁判外紛争処理機関の現状と展望」 木川統一郎 石川 明 編 '90
「米国ワシントン州における代替的紛争解決手続」 瀬戸口壮夫 判例タイムズ838 '94
「知的財産紛争の処理手続」 林田 学 自由と正義46-4 '95
「特許訴訟とENEそして新型ディスクバリ」 林田 学 ジュリスト1033 '93
「米司法改革の最近の動向」 林田 学 NBL527 '93
「米国におけるPL新法案とADR」 林田 学 NBL521 '93
「知的財産紛争と仲裁」 小林秀之 NBL558,559 '94
「戦略的国際法務--コスト削減マニュアル」 平野 晋 東京リ-ガルマインド '94
「ブルックリンの調停者」 レビン久子 ジェトロ '95
「テキサス州裁判手続きにおける調停手続き(ADR)について」 鈴木正具 国際商事法務19-10 '91

2) 仲裁関係

- 「注解仲裁法」 小島武司 高桑 昭 編 青林書院 '88
「アメリカ合衆国における仲裁法の現状と課題」 小島武司 判例タイムズ355
「国際商事仲裁の落とし穴」 小島武司 NBL272 '83
「仲裁契約・仲裁法の改革」 小島武司 法学新報100-1 '94
「訴訟社会アメリカにおける企業戦略」 藤田泰弘 国際商事法務19-10 '91
「仲裁手続きに対する司法審査」 岩崎一生 国際商事法務19-12 '91

3) イラン/米国仲裁関係

- 「国際取引と法」 道田信一郎 商事法務研究会 '90
「YEARBOOK COMMERCIAL ARBITRATION」 VOL. V II ('82)-XIX ('94) KLUWER
「The Iran-United States Claims Tribunal:Some Reflections on Trying a Claim」
S.P.Belland, JOURNAL OF INTERNATIONAL ARBITRATION Vol.1-3 '84 Werner Publishing
「Iran-U.S.Claims Tribunal:An Unfair International Award on the Basis of Unjust Enrichment」
Akbar Shirazi, supra Vol.5-3 '88
「The Iran-United States Claims Tribunal」 N.Wuhler, supra Vol.8-4 '91
「Lessons to be drawn from the Iran-U.S.Claims Tribunal」 C.N.Brower supra Vol.9-1 '92
「American International Law Cases 1979-1986」 Vol.8 second series OCEANA
pp.461-505 on Iranian Asset Control cases

4) IBM/FUJITU仲裁関係

- 「続戦略訴訟」 長谷川俊明 東京布井出版 '89
「国際摩擦と法」 石黒一憲 筑摩書房 '94
日本経済新聞 '87-9-18(公告)
同 '93-7-17
同 '93-7-17, 7-26

〈日本経済新聞1987年9月18日付における全面広告の文面〉

米国仲裁協会
商事仲裁法廷
による
INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES CORPORATION, 原告
富士通株式会社, 被告及び反訴人
に関する
IBM/富士通紛争解決に関する広告
仲裁人報告書

1987年9月15日, 本仲裁法廷は米国仲裁協会(以下AAA)の権限の下にInternational Business Machines Corporation (以下IBM)と富士通株式会社(以下FJ)間の仲裁で「命令」と「意見書」を出した。両当事者は紛争解決の為に本仲裁法廷に権限を委託していた。

当事者の主たる争点は, FJのIBMコンパチブルメインフレームオペレーティングシステムソフトウェアの開発に於けるFJのIBM情報の使用に関わるものである。IBMの著作権を侵害しつつ, IBMオペレーティングシステムプログラムをFJが複製したとIBMは主張し, FJは著作権法下で保護されていないIBM情報のみを使用したと主張する。

1983年, この紛争解決の為に当事者は契約に調印した。これら契約によりFJはIBMに対し非常に高額な支払いを行なった。しかし乍ら, これらの契約は, FJのソフトウェア開発に於けるIBM情報使用及びかかる使用に対する支払いの為に充分なる保護手順を制定しなかった為に, 不成功に終わった。

両当事者に拘束力を有する「命令」は本紛争の総合的な解決の骨子となるものである。

過去の争点の解決

命令は, FJにより以前にリリースされたプログラムに関する当事者間の紛争全ての決着を付けるものである。FJはIBMに一括払いを行い, IBMの全てのクレームに就き免責, および免除を受けるものとする。一括払いの額に就いては, 仲裁人が一ヶ年以内にこれを定める。この一括払いは, 免責の為にFJにより指定された特定のプログラムに対しIBMに非常に高額な支払いを行うという1983年契約によるFJの債務に代え, 行われる。

「命令」により, FJ及びその顧客はFJオペレーティングシステムソフトウェアの継続使用が認められる。

セキュアドファシリティ(以下SF)制度

FJが独自にオペレーティングシステムソフトウェアの開発と維持をする為にFJに妥当な機会を与える為に, 「命令」は5ヶ年に亘り(実際の期間は仲裁人の決定による), SFに於いてIBMのプログラムの調査, 及び, 厳格かつ綿密なセーフガードの条件付きで「指示書」に定められた規則に従いつつ, 情報の抽出と記録をFJに許可するものとする。FJは上記情報を, ソフトウェア開発に於いて, 免責を受けたうえで, 使用が可能になる。FJはかかるアクセスと免責に対し, IBMに完全かつ適正な補償を支払うものとする。

「命令」はまた, IBMがそのソフトウェア開発に於いてFJプログラムの調査を欲するならば, IBMMSF設置の互惠権をIBMに与えるものである。

S F制度の基本原則

1. 有償アクセス

一方当事者の特定な社員で他のソフトウェア開発にたずさわっていない者は、他方当事者のプログラミング・マテリアル(ソース・コードも含む—但しこれは一般顧客が入手可能なものか否かを問わない)にS F内でアクセスを得ることができる。そしてそのマテリアルより指示書の定めるインターフェース仕様及び他の情報のみ抽出し、調査票に記載することができる。このような情報へのアクセスを得ることに対し、一方当事者は充分かつ適切な補償を他方当事者へ支払わねばならない。

2. 第三者による順守モニター

「指示書」及び手続きの順守に就いては、嚴重に当事者両者のいずれとも関係を持たない第三者で技術的にも専門家たる施設管理者が、仲裁人の指導と権限に於いて、これをモニターするものとする。「指示書」で認められ、かつ施設管理者により承認されたマテリアル以外はS Fからの持ち出しは許されない。S Fより如何なる調査票でも、それが持ち出される前に、施設管理者はかかる調査票のコピーを他方当事者の代表者に送付することで、他方当事者の代表者は如何なる特定な情報の包含にも異議申立ての機会が与えられる。

3. 免責

当事者はオペレーティングシステムソフトウェアの開発に於いて、許可された調査票に記載した情報を使用することができ、この使用に関しては、他方当事者はそれに異議を唱えることは許されない。

4. 有限期限

他方当事者の預託プログラミングマテリアルの調査と指示書の定める範囲に於ける情報の抽出に関する権利は、5ヶ年から10ヶ年の期間(正確な期間は仲裁人により定められる)の終了に伴って終了するものとする。「命令」は、一方当事者が他方当事者にExternal Informationを少なくとも2002年まで供給すると定めた1983年契約を代替するものである。

ソフトウェアのクロス・ライセンス

本命令がIBMコンパチブルのメインフレームオペレーティングシステムソフトウェアに関し、競争を助長すると我々仲裁人は信ずるものである。過去、F Jは、F Jハードウェアに使用するF Jオペレーティングシステムソフトウェアのみライセンスしていた。この命令は、各当事者のメインフレームプロセッサのユーザーにその製品が販売されている全ての国に於いて、他方当事者のソフトウェア製品をライセンスする権利を与えることになる。その結果、IBMハードウェアのユーザーは初めてIBM機器で使用するためF Jオペレーティングシステムソフトウェアのライセンスを受けることができる。

開示

両当事者間の事前の書面による合意なしに、いずれの当事者も開示を行わないものと当事者間で合意に達した。当事者は仲裁人が適当と認めれば、かかる開示を行う権限を仲裁人に付託してある。

「命令」及び「意見書」の一般開示が適切なものとして我々仲裁人は信ずる。本仲裁法廷は将来更に適当な時期に開示を行う意図を持つものである。しかし乍ら、当事者とその弁護団には仲裁手続きに就いて非開示義務がある。

本「命令」、またはそれに従って設定、履行される指示書、規定、ガイドライン及び手続きのみが、米国あるいは日本国法廷の著作権に関する判例または当事者間の従前の合意に拘らず、この期間中他方当事者のプログラミング・マテリアルの使用に関する各当事者の権利と義務を、定義付けするものである。

「命令」は、この期間終了またF JのS F閉鎖後、IBMの知的所有権を効果的に保護する手続と政策をF Jが設立する為に、過渡的期間を設ける。それ以後はF JはIBMの一般的顧客が入手できるようなIBMプログラミング・マテリアルのみアクセスを持ち、かつ独自のソフトウェア開発に於いて適用ある

著作権法にのみ則ってIBM情報を使用することが可能となる。

本仲裁法廷の「命令」と「意見書」の完全なテキストは下記より入手可能である：

American Arbitration Association
140 West 51 St.
New York, NY 10020

(署名)

ロバート・H・マヌーキン

(署名)

ジョン・L・ジョーンズ

仲裁人

1987年9月15日

ロバート・H・マヌーキンはスタンフォード大学法学教授

ジョン・L・ジョーンズは元ノーフォーク・サザン・コーポレーション執行副社長(引退)